**平成２９年（フ）第３０号**
福岡県久留米市天神町53番地２　天神コーポ301号、前住所福岡県久留米市東和町３番地３　クィーンズプラザ久留米中央1003号
破産者　高島　道男
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２９年（フ）第４５５号**
北九州市小倉南区志徳１丁目１番18―403号
破産者　伊森　公治
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第５８３号**
北九州市八幡西区香月西１丁目10番10―301号
破産者　豊川　雅義
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第３１９号**
熊本市中央区紺屋今町１番13―401号　城南マンション、前住所熊本市中央区辛島町４番26号　ｖｉｖｏ・ｋａｒａｓｈｉｍａ1121
破産者　田尻　俊雄
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第１８８号**
沖縄県糸満市字糸満2133番地　トーマスみなみ401号室
破産者　友利たまき
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第３６号**
北海道札幌市厚別区厚別中央３条２丁目11番７号
破産者　武部　　保
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２９年（フ）第２４号**
岩手県陸前高田市高田町字長砂52番地１　高田高校仮設住宅６－４号、前住所岩手県陸前高田市高田町字長砂52番地１　高田高校仮設住宅13－３号
破産者　白石　　薫
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２９年（フ）第１７５号**
秋田県潟上市天王字天王208番地
破産者　沼田　雪子
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第６３号**
岩手県宮古市和見町６番２号、前住所福島県南相馬市原町区東町３丁目69番地
破産者　小野寺健治
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

**平成２９年（フ）第９号**
石川県羽咋郡志賀町高浜町ロの10番地１、従前の住所石川県羽咋郡志賀町仏木リの１番地
破産者　田渕　一郎
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２９年（フ）第１１９号**
岐阜県可児市川合2268番地４　カーサ・ド・マーニさくら205
破産者　矢島　義信
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第１７４号**
愛知県稲沢市大塚南２丁目72番地１　グランレイム稲沢ツインステージ104
破産者　渡邊　　誠
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第２１４号**
愛知県稲沢市稲葉１丁目29番15号
破産者　宮原　理恵
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第３号**
滋賀県草津市野路東４丁目20番40―103号　グラン　フェリス、前住所滋賀県草津市南草津１丁目２番地1417　シャリエパークナード南草津
破産者　児島　　進
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２０２号**
滋賀県栗東市下鈎528番地１（101号）　ルミエール、開始時の住民票上の住所滋賀県草津市笠山５丁目３番66―1206号　メゾンドール瀬田・公園都市
破産者　滝口　隆宏
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２２１号**
滋賀県守山市古高町302―２―105、住民票上の住所滋賀県守山市石田町910番地の13
破産者　勝　　喜明
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第４３６号**
京都市右京区西京極前田町８番地
破産者　松坂　恵美
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第３４号**
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1850番地16
破産者　髙塚　真一
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部